

福岡県外来対応医療機関設備整備事業費補助金について（Q & A）

【共通項目】	
Q1	令和5年10月1日以降の補助対象は、どのように変更になるのか。
A1	<p>令和5年10月1日以降の補助対象は、以下のとおり変更になります。</p> <p>○令和2年度から令和5年9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、<u>個人防護具のみ</u>が補助対象となります。</p> <p>○<u>個人防護具の補助対象期間</u>は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までのうち、<u>知事が指定する期間のみ</u>になります。</p> <p>○<u>補助対象期間に使用された個人防護具</u>が、本補助金の補助対象となります。</p> <p>※詳細は以下【<u>個人防護具</u>】の項を参照ください。</p>
Q2	令和6年3月31日までに新型コロナウイルス感染症患者の受入れ実績が無い外来対応医療機関は補助の対象とならないとのことだが、どのようにして確認を行うのか。
A2	<p>実績報告の際に、新型コロナウイルス感染症患者を診療したことがわかる書類を提出してください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G-MISの日次調査の報告状況入力画面の写し ・診療報酬請求書の写し <p>※個人情報はは黒塗りにしてください。</p>
Q3	<p>新型コロナウイルス感染症患者の受入れ実績はないが、令和6年3月31日までに受入れ予定として交付申請を行ったところ、当該期間までに新型コロナウイルス感染症患者の来院がなかった。</p> <p>この場合であっても設備整備事業として経費はかかっているため、交付決定のあったとおり実績報告を提出すれば補助金が交付されるのか。</p>
A3	<p>令和2年度から令和6年3月31日までに新型コロナウイルス感染症患者の受入れがある場合に補助対象となります。</p> <p>当該期間に実績がない場合、補助対象にできませんので、実績なし（0円）として実績報告をしていただき、0円で額の確定を行うこととなります。</p> <p>なお、外来対応医療機関は疑い患者も含めて対応するものと考えられますので、検査をした結果コロナ陰性であった患者への対応も実績としてかまいません。</p>

Q4	令和5年9月30日までリースによる設備整備を行っている医療機関は、令和5年10月1日以降、補助対象となるか。
A4	令和2年度から令和5年9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、個人防護具を除いて補助対象外となります。 このため、当該医療機関は令和5年9月30日以前からリースによる設備整備を行っている場合は、令和5年10月1日以降、 <u>補助対象外</u> となります。
Q5	補助の対象期間は、令和6年3月31日までに実施する設備整備となっているが、納品が令和6年4月1日以降となる場合、申請はできないのか。
A5	申請できません。 当該補助金の補助対象期間は、令和5年10月1日～令和6年3月31日までです。導入予定の設備の納品が令和6年4月1日以降となることが予想される場合は、令和6年3月31日までに納品が完了する機種に変更するなど計画的な事業実施をお願いします。 なお、機種を変更する場合は、事前に事業第2班にご相談ください（共通項目Q8をご参照ください）。
Q6	補助対象期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施する設備整備となっているが、交付申請以前にすでに納品を受けているものであっても、上記期間内であれば対象となるか。
A6	対象となります。 (例) 交付申請日が令和5年12月1日の場合に、申請した設備が令和5年10月1日から令和5年11月30日に納品されたものであっても対象となります。
Q7	補助対象品目を保有しており、古くなっているため買い替えたいが、申請できるのか。
A7	買い替えのための申請はできません。
Q8	品薄等の理由により申請した内容と異なる商品を購入する場合、どのような手続きが必要か。
A8	交付決定後に、申請していた商品を変更する場合は、補助金の変更交付申請が必要です。ただし、類似品への変更かつ各項目ごとの金額が交付決定額以内であれば手続きなく変更可能です。（変更した内容に、対象外物品が含まれている場合は、その部分の補助はできません。） 変更が生じる場合は、変更交付申請が必要かどうか、購入前に事業第2班までご相談ください。（内容や相談時期等により変更交付申請を受付出来ない場合があります。） ※個人防護具の数量等の変更については取扱いが異なりますので、後述の「個人防護具Q7」をご確認ください。

Q9	光熱水費や消耗品（消毒薬等）は補助対象となるか。
A9	光熱水費、点検・修理保証等のランニングコスト及び消耗品費（消毒薬等）は補助対象外です。
Q10	振込手数料は補助対象経費となるか。
A10	振込手数料は、補助の対象外です。
Q11	当該補助金で整備した設備等を、新型コロナウイルス感染症の疑い例の診療以外に使用するなど、整備した目的以外にも使用して良いか。
A11	<p><u>新型コロナウイルス感染症の疑い例の診療以外への使用は出来ません。</u> もともと、通常の患者と兼用を想定している場合は、自己資金で整備を行ってください。 本補助金は、国（会計検査院）の会計検査の対象となります。その際、<u>過大な設備整備、または目的外で使用等が判断された場合は、補助金の返還を行っていただく必要があります</u>のでご注意ください。</p>
Q12	当該補助金で整備した設備の契約書や請求書等の書類は、いつまで保存しておく必要があるのか。
A12	<p>当該補助金で購入した設備に関する書類（交付申請・実績報告に関する書類、契約書・領収書等の証拠書類など）は、その書類に関する帳簿を備え、証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日の属する年度終了後、5年間（※）は保管していただく必要があります。 また、当該補助金は、国費を活用した事業であり、国（会計検査院）の会計検査が行われた場合は、当該書類の検査等が行われますので、ご注意ください。</p> <p>※ただし、30万円を超える設備については、5年以上の保管が必要な場合があります。 交付要綱第5条第7号を参照ください。</p>
Q13	当該補助金で整備した設備の処分等に制限はあるのか。
A13	<p>当該補助金で取得、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機器、器具及びその他の財産については、交付要綱第5条第4号のとおり厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供す、取壊し又は廃棄することはできません。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、承認を受けずに廃棄することが可能です。</p> <p>いずれにしても、元々、短期間での交付の目的を達成し処分することが予想されている場合は、購入ではなく、リース（レンタル）での対応をご検討ください。</p>

Q14	<p>感染症法上の位置づけの変更に伴い、本補助金の前身である「福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金」（令和2年度～令和5年5月7日まで）で整備した設備については、財産処分の手続きが必要となるのか。</p>
A14	<p>国からの見解で、「新型コロナウイルス感染症の終息後や感染症法上の位置づけの変更後においても、今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、本補助金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持することを想定している」と示されていることから、これまでに福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金で整備した設備については感染症法上の位置づけの変更に伴い、ただちに財産処分が必要とはなりません。</p> <p>また、厚生労働大臣が別に定める期間中において、本補助金（福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金を含む。以下同じ。）の交付目的に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合は、財産処分に該当しないため、財産処分の事前承認は必要ございません（例：一時的に一般診療で使用する等）。</p> <p>ただし、本補助金で整備した設備を一般診療で使用しているため、本来の整備目的を達成できない場合（例：新型コロナウイルス感染症患者等に使用できない等）は、一時的な利用とはみなすことはできないため、ご注意ください。</p> <p>なお、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことになります。</p>
Q15	<p>本補助金で整備した設備を廃棄・転用・譲渡等により財産処分を希望する場合は、どのような手続きが必要となるのか。</p>
A15	<p>Q14の回答を踏まえたうえで、廃棄・転用・譲渡等を行う場合は、事前に事業第2班へご連絡をお願いします。</p> <p>※財産処分においては、県だけではなく、国（厚生労働大臣）の事前承認を得る必要があることから、お時間を要することとなりますので、財産処分を行うまでに、十分な猶予（財産処分開始日の2カ月前程度）を設けたうえで、ご連絡をいただきますようお願いいたします。</p> <p>※なお、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことになります。</p>

【個人防護具】	
Q1	個人防護具はどういったものが対象となるのか。
A1	マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドの感染防止のため使用する防護具になります。 なお、 <u>備蓄分は対象となりません。</u>
Q2	マスクやガウン等の申請枚数はどのように算出するのか。
A2	<p>国の要綱改正に伴い、補助対象となる日が「段階Ⅰ」以上の期間(要綱上の「知事が指定する期間」とされています。「段階Ⅰ」以上でない期間及び経過措置期間は対象外となります。</p> <p>医療機関においては、これまでどおり新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者が実際に使用した個人防護具について日(暦日)別・個人防護具の種類(規格・商品名)別に集計の上、予定数を申請、実際に使用した数量を交付決定の範囲内で実績報告することになります。</p> <p>「知事が指定する期間」については、随時ホームページでお知らせいたします。算出方法は次のとおりです。原則、日別に下記の員数が申請枚数の上限となります。</p> <p><員数の算出式> 員数＝1日あたりコロナ患者として診療・検査する患者数(○人/日)×患者1人に対応する医療従事者(○人)</p> <p>※ グローブは、員数1につき2枚(1双)となります。</p>
Q3	個人防護具の申請方法は変更になるのか。
A3	<p>令和5年9月30日までは員数により算出した枚数を上限として使用見込数により申請を行っていただきましたが、令和5年10月1日以降は、補助対象期間となる「知事が指定する期間」後に、実際に使用した数を申請していただきます。(「知事が指定する期間」については、随時ホームページでお知らせいたします。)</p> <p>このため、個人防護具を申請する予定の医療機関は、県が発表する「段階」の推移を確認し、個人防護具の使用状況について把握に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、事業期間に対応する申請期限(目安)をお示ししておりますが、感染状況により変更する場合があります。</p>
Q4	個人防護具の補助対象期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までのうち、知事が指定する期間に限ることとなったが、個人防護具は補助対象期間中に納品されたものが補助対象となるのか。
A4	令和5年10月1日以降に、知事が指定する期間外に購入した場合であっても、補助対象期間中に使用された数量の個人防護具については、本補助金の補助対象になります。

Q5	申請した物品の数量が、基準数量を超える場合、基準の数量までしか申請できないのか。
A5	<p>実際に使用する枚数（予定を含む）が、算出した員数を超える場合は、その理由を様式第3号別紙（2）事業計画書の「内容」欄に具体的に記入してください。</p> <p>[目的例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱外来における診療において、グローブを2重で着用しているため。 <p>ただし、令和6年度から通常医療への移行を想定しており、10月以降は移行期間としていること、国が「段階I」以上でない日は補助対象外としていること、さらに「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」が二重着用を求めていることを踏まえ、移行期間である本補助金の事業期間については、<u>員数の2倍を上限として申請可能</u>とします。</p> <p>また、コロナ患者一人当たりに対応するスタッフ数が申請全体と比較し、著しく乖離がある場合は、その詳細（処置の内容、その処置のために対応したスタッフの人数及びその職種、各スタッフが着用した個人防護具の種類（診療の手引きを踏まえているか。）を日別、患者別に提出を求めます。）</p> <p><u>なお、破損を想定した予備や備蓄のための申請は認められません。</u></p>
Q6	上限額はあるのか。
A6	員数1人当たり3,600円が上限となります。
Q7	申請した内容と異なる物品、異なる数量を購入した場合、変更交付申請が必要か。
A7	個人防護具については、購入した数量・単価や物品が申請と異なる場合であっても、交付決定時の個人防護具の金額の範囲内であれば、変更交付申請の必要はありません。

以下の設備は、令和2年度から令和5年9月30日までに本事業による補助を受けていない医療機関のみが対象となります。

【HEPAフィルター付空気清浄機】

Q1	どんな空気清浄機でも対象となるのか。
A1	対象となる空気清浄機は以下の機能を備えているものに限ります。 ○ HEPAフィルター付きであること ○ 陰圧対応可能なものであること <u>両方の機能を備えている必要があります。</u>
Q2	感染防止対策のため、一般患者の診察室・待合室に設置したいが、補助の対象となるか。
A2	補助の対象となるのは、コロナの疑い例を診療するために設置する設備となります。そのため、 <u>一般患者の感染防止対策が目的の場合は、目的外使用となり、補助対象外となります。</u> （HEPAフィルター付きパーテーション、簡易ベッドも同様）

【HEPAフィルター付きパーテーション】

Q1	単価の異なる設備を購入する場合の上限額はどうか。									
A1	同項目で複数台購入する場合は、1台ごとに上限額と比較することになります。 (簡易ベッドも同様) (例) HEPAフィルター付きパーテーションを複数台購入する場合 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>設備A</td> <td>100,000円 (上限205,000円)</td> <td>→100,000円 (補助対象)</td> </tr> <tr> <td>設備B</td> <td>310,000円 (上限205,000円)</td> <td>→205,000円 (補助対象)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>410,000円</td> <td>→305,000円 (補助対象)</td> </tr> </table>	設備A	100,000円 (上限205,000円)	→100,000円 (補助対象)	設備B	310,000円 (上限205,000円)	→205,000円 (補助対象)	計	410,000円	→305,000円 (補助対象)
設備A	100,000円 (上限205,000円)	→100,000円 (補助対象)								
設備B	310,000円 (上限205,000円)	→205,000円 (補助対象)								
計	410,000円	→305,000円 (補助対象)								
Q2	交換フィルターを申請してもいいか。									
A2	交換フィルターは対象外です。									

【簡易ベッド】

Q1	簡易診療室に簡易ベッドを設置する場合、簡易ベッドの計上項目は「簡易ベッド」と「簡易診療室及び付帯する備品」のどちらか。
A1	簡易ベッドに計上してください。

【簡易診療室及び付帯する備品】

Q1	簡易診療室及び付帯する備品とは何か。
A1	簡易診療室とは、テントやプレハブ等簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいいます。付帯する備品は、診療室に通常備えており、新型コロナウイルス感染症のために備えている備品が該当します。
Q2	簡易診療室は、「付帯する備品」も補助対象とされているが、「付帯する備品」のみ整備する場合は、補助対象となるか。
A2	「付帯する備品」だけの整備は補助対象となりません。
Q3	簡易診療室として、敷地内にプレハブを設けた。設置費用は対象となるのか。
A3	プレハブやテント等の設置に係る費用は対象となります。 なお、プレハブやテントはコロナ終息後に撤去することが予定されているため、リース（レンタル）での対応を検討してください。
Q4	簡易診療室を新たに設けるのではなく、既存の診療室により時間帯を分けて発熱外来の診療を行う。この際、必要となる備品を申請することは可能か。
A4	簡易診療室を新たに設けないのであれば、付帯する備品のみ申請することはできません。
Q5	病院内の空きスペースや物置小屋を整理し、簡易診療室を新たに設ける。簡易診療室の設置に係る改修費等の費用は発生していないが、机や椅子を新たに購入したい。付帯する備品のみ補助申請可能か。
A5	新たに簡易診療室を設けた場合、付帯する備品のみを申請しても構いません。 この際、簡易診療室を空きスペースに設けたことが分かる資料を提出してください。
Q6	使用している備品（非接触型体温計、パルスオキシメーター等）が壊れたため、買い替える分を付帯する備品として申請したいが、補助対象となるか。
A6	故障等による買い替えは補助対象外です。

Q7	<p>病院の空きスペース（倉庫など）を改修し、簡易診療室とする場合の改修する費用は補助対象となるか。</p>
A7	<p>簡易診療室を新たに設置する場合で、一時的にパーテーションを設置するなど、コロナ終息後に元にもどすような簡易的な改修であれば、補助対象となりえます。 建物の構造変更を伴うような工事で、建物の恒久的な資産価値を増加させるようなものは、補助対象外となります。</p> <p>【主な補助対象外の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療室として使用している部屋を改修する場合 ・簡易診療室を設置する経費に該当しない工事費（駐車場の整地、柵の設置など） ・壁の設置、補修 など
Q8	<p>令和2年度～令和4年度に簡易診察室を整備したが、追加で付帯する備品（医療機器、エアコン等）のみを申請することは可能か。</p>
A8	<p>付帯する備品は、簡易診療室を設置する際に一体的に整備するものが補助対象となりますので、過年度に整備した簡易診療室に付帯する備品のみの場合、補助対象外となります。</p>
Q9	<p>新たな簡易診療室として、陰圧環境を作り出すことが可能な簡易陰圧ブースを設置したい。 「空気清浄脱臭装置」と「簡易陰圧ブース」のセットで使用すれば陰圧化の目的を達成できるものであるが、申請することは可能か。</p>
A9	<p>「空気清浄脱臭装置」を申請書様式第3号 別紙（1）「HEPAフィルター付き空気清浄機」として、「簡易陰圧ブース」を申請書様式第3号 別紙（1）「簡易診療室及び付帯する備品」として申請することが可能です。 なお、申請書様式第3号 別紙（2）の「目的」欄へ、新たな簡易診療室に陰圧環境が必要な理由・目的を具体的に記載してください。 また、既にHEPAフィルター付き空気清浄機を整備されている医療機関については、「簡易陰圧ブース」のみを申請することが可能です。</p>